

川越市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和5年4月19日 午後2時
- 3 閉 会 令和5年4月19日 午後4時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝、
飯島 希
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長岡島一恵、教育
総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼学校管
理課長西貝俊哉、教育総務部参事兼中央公民館長中里良明、学校教
育部参事兼教育指導課長早川美彦、学校教育部参事兼教育センター
所長嘉手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴
子、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長富田 稔、博物館長岡
田賢治、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長松本秀規

8 前回会議録の承認

令和4年度第5回定例会会議録、第6回定例会会議録、第7回定例会会議録、第8回定例会会議録、第9回定例会会議録、第10回定例会会議録、第11回臨時会会議録、第12回定例会会議録及び第13回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第1号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求
めることについて

(非公開)

日程第2議案第2号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求
めることについて

副部長兼教育総務課長

川越市教育委員会情報公開条例施行規則の一部改正、川越市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行規則の制定、川越市公民館処務規程及び川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正については、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、規則等の制定や規定の整備を行ったものである。本来であれば、教育委員会規則等の制定及び改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要であるが、施行日である令和5年4月1日までの期間が短く急を要したため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

改正の概要について、川越市教育委員会情報公開条例施行規則の一部改正については、川越市情報公開条例の改正が行われたことに伴い表現を調整したものである。川越市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行規則の制定については、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な規則を定めるとともに、本規則の附則において、川越市個人情報保護条例に基づいて制定された川越市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止したものである。川越市公民館処務規程及び川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正については、「川越市情報公開審査会」を「川越市行政不服審査会」に、「川越市個人情報保護審議会」を「川越市情報公開・個人情報保護審議会」に改めたものである。

施行日については、それぞれ令和5年4月1日に施行したものである。

委員

川越市情報公開審査会を川越市行政不服審査会に、川越市個人情報保護審議会を川越市情報公開・個人情報保護審議会に改めたことについて、改めた意味を伺いたい。

副部長兼教育総務課長

今までは、個人情報保護法の下に地方公共団体は条例を制定し、その条例に従い個人情報を適正に扱うといった制度体系であったが、個人情報の保護に関する法律が改正され、当該法令に基づき、地方公共団体も、個人情報を取扱うことになった。そして、国の仕組みに則り、行政不服審査法上の行政不服審査会において個人情報の適正な処理を図っていくことになり、また個人情報保護審議会においては、川越市情報公開条例の規定に基づき情報公開条例審議会と併せて、個人情報保護の審議を一緒に行う会議に変更したという仕組みになっている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第3号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

副部長兼教育総務課長

川越市立高等学校管理規則の一部改正、川越市公民館処務規程及び川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正については、令和5年4月1日から、全庁的に職員の時間外勤務命令等に係る専決権が見直されたことに伴い、規定を整備するものである。本来であれば、教育委員会規則等の改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要であるが、方針の決定から施行日である令和5年4月1日までの期間が短く急を要したため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

改正の概要について、副主幹を除く正規職員の時間外、休日及び夜間の勤務命令並びに年次有給休暇の承認に係る専決権者を、副課長級から所属長へ改めたもので

ある。

施行日について、それぞれ令和5年4月1日としたものである。

委員

今回、専決権者を副課長級から所属長へ改めたということであるが、副課長級と所属長の上下関係を伺いたい。また、専決権者を変更することの目的を伺いたい

副部長兼教育総務課長

これまでは課長を補佐していた副課長級の職員がその配下の職員の時間外勤務命令等を処理していたが、その権限を長である課長級、いわゆる所属長である職員に戻したというのが今回の改正の内容である。

効果については、過去には、当該改正後のように所属長に権限があったが、所属長の事務処理が膨大であったため、その処理を少しでも軽減させて、より身近なところで職員の勤務の状態を把握しながら時間外等の命令を出すという効果を狙い副課長級に権限を下したが、マネジメントがうまくいかないようなところがあり、もう一度所属長にその所属全体のマネジメントとして職員の勤務の状態を把握しながら、時間外勤務命令等を出すようにするという、昔のかたちに戻したというのが今回の改正である。

委員

副課長級から所属長に権限を戻すということは、例えば、より下の立場である副課長が管理することにより専決権者の職員が休暇を取りやすいなどといった効果が薄れても仕方ないということか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

現状、なかなか時間外勤務が削減されないという状況があり、権限を所属長に戻すことにより、所属全体を把握させ、時間外勤務の適正化を進めていくということが狙いにあると捉えている。

委員

参考までに市立川越高等学校の時間外勤務は平均どの程度であるか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

市立川越高等学校の時間外勤務の具体的な数値は持ち合わせていないが、出退勤については打刻しているため、勤務時間は客観的に把握している。今後進捗状況は確認していきたい。

(全員意義なく、原案とおりの決定)

日程第4議案第4号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

副部長兼教育総務課長

川越市立博物館条例施行規則の一部改正については、令和5年4月1日付人事異動に伴い、博物館における副参事の職が不在になったことから、規定の整備を行う

ものである。本来であれば、教育委員会規則の改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要であるが、令和5年4月1日付人事発令の内示から施行日である令和5年4月1日までの期間が短く急を要したため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

改正の概要について、第15条に規定されている職および職務等について、副参事の職を削除したものである。

施行日について、令和5年4月1日としたものである。

(全員意義なく、原案とおり決定)

日程第5議案第5号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

副部長兼教育総務課長

川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程の一部改正については、令和3年度に川越市教育委員会の任用に関する規則を改正し、学童保育室の職員に係る職名を主査から放課後児童支援員までと見直した際に、当該規程への対応も行うべきところ、対応していないことが判明したため、規定の整備を行うものである。本来であれば、教育委員会規程の改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要であるが、早急に対応する必要があったため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

改正の概要について、人事評価の評価者、被評価者に関する規定を定めた別表において、学童保育室の職員の職に主査、主任、主事等を追加したものである。

施行日について、公布の日とし、令和5年3月30日に公布したものである。

委員

学童保育室の職員の職に主査、主任、主事等を加えると、どのような効果があるか伺いたい。

教育総務部長

本市としては、放課後児童支援員として正規職員を学童保育室に配置することを進めているところである。本来であれば、保護者対応等もあるため、比較的責任のある職員を配置することが必要であるが、新規に職員を採用する中で最初から職位の高いものを配置することが困難であるため、実際には新規に採用した職員を育成、研修しながら職位を上げていき、その職位に応じた職責を果たしてもらうこととした。

このようなことから、経験年数に応じて職位を上げ、将来的には保育園でいうところの園長のような役割を担う職員を育成していくためには、そこに至るステップとして必要な職を設置したものである。

教育長

臨時的任用職員の放課後児童支援員も該当するか伺いたい。

教育総務部長

臨時的任用職員は該当しない。

(全員意義なく、原案とおり決定)

日程第6議案第6号 川越市小堤集会所運営委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第7議案第7号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第8議案第8号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第9議案第9号 川越市就学支援委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第10議案第10号 川越市立川越高等学校教育審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第11議案第11号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

(非公開)

10 報告事項

- (1) 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼教育総務課長

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部改正については、川越市立博物館条例の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

改正の概要について、川越市博物館条例の改正により、博物館の入場料の減免額又は免除に関する規定が第五条から第四条に改められたため、本規則第2条第6号で引用している当該規定においても、第5条から第4条に改めたものである。

施行日について、令和5年4月1日としたものである。

11 その他

- (1) 会議開会に先立ち、理事者の紹介を行った。
- (2) 教育長の推薦を受け書記に教育総務課副課長飯田範子が任命された。
- (3) 議事に先立ち、議案第1号は個人に関する情報であり、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととし、議案第11号については関係理事者（教育総務部

長、学校教育部長、教育総務課長、学校管理課長)のみで審議することに決定した。

- (4) 議案第10号の関係者として、学校管理課副参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (5) 議案第11号は、人事に関する案件であることから審議順を変更し、「その他」終了後に審議することについて、全出席委員承認し日程を変更することになった。
- (6) 会議録の署名委員として長谷川教育長職務代理者、嶋野委員が指名された。
- (7) 次回教育委員会は、令和5年5月23日(火)午後2時開会に決定した。